幼稚園教員資格認定試験を受けることができる資格を定める件の改正案について（概要）

文部科学省初等中等教育局教育職員政策課

１．改正の趣旨

○　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号）が成立し、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後３年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度が創設されたところ。

○　幼稚園教員資格認定試験においては、受験資格として児童福祉施設等に保育士（国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士を含む。）等として一定期間在職することを条件としているところ、今回の改正案は、創設された資格制度に基づいて登録された地域限定保育士として児童福祉施設等に一定期間在職した者についても、試験の受験資格に加えるもの。

○その他、所要の改正を行う。

２．改正の概要

○　幼稚園資格認定試験を受けることができる資格を定める件（平成 30 年文部科学省告示第 69 号）の一部を以下のように改正する。

・幼稚園資格認定試験を受験できる基礎資格として、保育士となる資格を有すること、若しくは地域限定保育士試験、または国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していることとすること。

・上記基礎資格に加えて、受験するには保育士又は国家戦略特区限定保育士としての一定の在職期間が求められているところ、児童福祉法等の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 27 第１項に規定する認定地方公共団体における施設にあっては、当該認定地方公共団体に係る地域限定保育士であった期間を在職期間に算入できるものとするもの。

３．根拠条項

教員資格認定試験規程（昭和 48 年文部省令第 17 号）第３条第１項

４．施行期日等

○公布日：令和７年 10 月中旬（予定）

○施行期日：令和７年 10 月中旬（予定）